

諮 問 書

大洲市水道事業経営審議会

会 長 城 戸 猪 喜 夫 様

(諮問)

次の事項について、大洲市水道事業経営審議会条例第2条の規定により諮問いたします。

諮問事項

水道事業の健全経営について

添付書類として、

1. 大洲市水道事業経営審議会条例
2. 大洲市上水道使用条例

を添付いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

令和3年11月25日

大洲市長 二 宮 隆 久